

# 改正健康増進法施行スケジュールと県の取組

平成30年  
7月

平成31年  
1月

令和元年  
7月

令和2年  
4月

改正健康増進法公布

一部施行①  
(国及び地方公共団体の責務等)

一部施行②  
(学校、病院、児童福祉施設、行政機関等)

全面施行  
(左記以外の施設等)

第一種施設向けリーフレット作成  
学校、医療機関、薬局、児童福祉施設、介護老人保健施設 等に送付  
(計3,000部)

・第二種施設向けリーフレット作成  
県食品衛生協会、商工会、商工会議所、にいがた健康経営推進企業等に送付 (計23,000部)  
・県実施要領、ガイドライン策定  
喫煙可能室届出、保健所の相談・指導業務開始